

※電子入札にて実施

入札説明書

契約責任者
株式会社ゆうちょ銀行
執行役 山田 亮太郎

◎ 項目及び構成

I 入札及び契約に関する事項

- 1 契約責任者
- 2 調達内容
- 3 競争参加資格
- 4 競争参加資格を有していない者の手続き
- 5 入札者に求められる義務等
- 6 入札方法
- 7 秩序の維持
- 8 開札
- 9 落札者の決定
- 10 契約書の作成
- 11 「商業登記簿謄本」等の提出
- 12 その他

株式会社ゆうちょ銀行コーポレートスタッフ部門総務部における特定調達に係わる入札公告（公示）（2026年9月8日付）に基づく入札については、「政府調達に関する協定」、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（以下「独占禁止法」という。）等関係法令等によるほか、この入札説明書による。

I 入札及び契約に関する事項

1 契約責任者

株式会社ゆうちょ銀行 執行役 山田 亮太郎

2 調達内容

(1) 品目分類番号 6

(2) 調達に付する事項

チ 00925 公金受高報告書

(3) 特質等

仕様書のとおり。

(4) 履行期限及び履行場所

仕様書のとおり。

(5) 入札の日時及び場所

2026年10月21日 13時～13時15分

電子入札システムにより実施

※入札方法は別紙「サプライヤー操作マニュアル」を参照。

※ゆうちょ銀行で初めて電子入札に参加する方は、入札日の2営業日前までに別添「電子入札システム導入に伴う取引先登録のお願い」に記載の入札者登録ページより参加登録を行ってください。

※当日、電子入札システムが使用できない場合は、別の方法により入札を行う場合があります。

3 競争参加資格

株式会社ゆうちょ銀行における取引先資格審査において、資格を有すると認められた者又は総務省競争参加資格（全省庁統一参加資格）を有する者であること。

なお、総務省競争参加資格（全省庁統一参加資格）については、「資格の種類及び等級」、「競争参加地域」、「営業品目」の記載内容にかかわらず、すべての入札において有効とする。

4 競争参加資格を有していない者の手続き

(1) 次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有しない。

ア 総務省競争参加資格（全省庁統一資格）を有していない者で、株式会社ゆうちょ銀行の取引先資格審査の申請を行わない者。

イ 審査の申請を行った者で、入札・開札日時までに登録されることを条件として証明書等を提出した場合において、当該登録審査が入札・開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかった者。

ウ 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、未成年者、被

保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。

エ 次の各号の一に該当すると認められるものでその事実があった後、指定する期間を経過していない者。（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。）

(ア) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者

(ウ) 競争の参加を妨げ、又は契約の締結若しくは履行を妨げた者

(エ) 監督又は検収に際し職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(カ) その他、会社に損害を与えた者

オ 次の各号のいずれかに該当すると認められるもので、その事実があった後、1年を経過していない者。（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。）

(ア) 公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により公訴を提起された者

(イ) 公共機関が発注した契約に関し、談合又は競売入札妨害の容疑により公訴を提起された者

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立をした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立をした者。ただし、更生手続又は民事再生手続の終結の決定を受けた者を除く。

キ 前各号に掲げる者のほか、反社会的勢力と認められる者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。また、再委託する場合は再委託先（再々委託先以降も含む）も含む。）

なお、反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等及びそれらに準ずる者等の属性要件のほか、次に掲げる行為を行う者をいう。

(ア) 暴力的な要求行為

(イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(ウ) 取引に係り、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(エ) 風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用をき損し又は当社の業務を妨害する行為

(オ) (ア)から(エ)に準ずる行為

ク 契約の履行に当たり使用する、支配人、代理人、その他の使用人が、上記カ又はキに該当する事実があった者

(2) 取引先資格審査申請書の入手方法等

総務省競争参加資格（全省庁統一参加資格）を有しない者で、入札に参加を希望する者は、審査申請書を入手し、速やかに申請を行わなければならない。

なお、申請の時期によっては本件入札に間に合わない場合がある。

【申請書の提出先】

株式会社ゆうちょ銀行コーポレートスタッフ部門総務部（契約担当）

電話 03-3477-1710

5 入札者に求められる義務等

(1) 入札者に求められる義務

2026 年 10 月 14 日 10 時 30 分までに、入札に参加を希望する者は、総務部 契約担当へメールで提出書類等を提出すること。(期限厳守のこと。)

＜メール送付方法＞ ※送付方法が守られない場合、入札に参加できないことがある。

アドレス : keiyaku-tantou.ii@jp-bank.jp ※宛先や CC 先等に主管担当や資材担当のメールアドレスを設定しないこと。

メール件名 : 【下見積書等提出】F40 第 26034 号「チ 00925 公金受高報告書」

＜提出書類等＞

- ・「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」の写し（ゆうちょ銀行の取引先資格申請を行わない場合。）
- ・用紙メーカー発行の供給証明書（用紙メーカーが日本語または英語で発行したもの）
- ・見本品 1 冊
- ・下見積書（原価計算書）

※メール本文には、電子入札に参加する担当者の方の連絡先（氏名、電話番号、メールアドレス）を記載すること。

※データ容量が大きい場合（目安 6MB 以上）は受信できないため、容量を調整すること。調整が難しい場合は、総務部 契約担当（03-3477-1710）へ電話すること。

※データの提出後、提出した旨を別メールで上記メールアドレスに報告すること。

※上記のとおり書類等をメールで提出し、条件を満たした者に限り、当日電子入札システムでの入札の対象者とする。

なお、提出した証明書等について説明を求めたときはこれに応じなければならない。

審査の結果、不合格の場合は 10 月 20 日までに通知する。

(2) 提出場所

株式会社ゆうちょ銀行コーポレートスタッフ部門総務部 契約担当
東京都千代田区大手町二丁目 3 番 1 号 大手町プレイス ウェストタワー
電話 03-3477-1710

6 入札方法

入札者は次の方法により入札を行わなければならない。

- (1) 下見積書を提出し、入札参加条件を満たした者には「開催通知メール」を送付するので、電子入札システムログイン後の「入札前案件」ページにて「参加申請」を行う。なお、参加申請は入札開始日時までに実施すること。また、電子入札システムの操作の不慣れ等（回線障害を含む）により、入札不能となった場合でも、原則、入札のやり直しは行わないので、注意すること。

- (2) 参加申請完了後、入札・開札の日時に入札価格（税抜）を入力する。

ア 落札決定に当たっては、電子入札システムで入力した金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100

に相当する金額とすること。

イ 入札価格には、調達物品の本体価格のほか、輸送費、保険料及び関税等一切の諸経費を含めること。

(3) 入札者は、その入力した入札価格の変更又は取り消しをすることはできない。

(4) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 競争に参加するための条件を満たさない者又は指名しない者からの入札

イ 入札価格が不明確な入札

ウ 明らかに連合によると認められる入札

エ その他入札に関する条件に違反した入札

7 秩序の維持

(1) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」の厳守

入札者は独占禁止法に抵触する等、次に掲げるような行為を行ってはならない。

ア 入札者は入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

イ 入札者は、落札決定の前に、他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

ウ 公正な価格を害し又は不正の利益を得るための連合をしてはならない。

エ 入札者は、正当な理由がないのに商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し、その他不当に商品又は役務を低い価格で供給し、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある入札価格を定めてはならない。

(2) 入札執行中、公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとしたと認められる者については、入札参加資格を無効とすることがある。なお、入札執行者が特に必要と認める場合は、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。

8 開札

(1) 開札は電子入札システムにて行う。

(2) 入札者は、入札受付時間経過後においては、入札に参加することはできない。

(3) 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格のない場合には、直ちに再度の入札を行う。

なお、再度入札を行っても落札者がいない場合には、最低価格を示した参加者から順に価格交渉を行い、予定価格の範囲内の価格を提示した者と契約を締結することとする。

9 落札者の決定

(1) 落札者の決定方法

ア 予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、その入札が、相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をも

って申込みをした者を落札者とすることがある。

イ 落札者となるべき者が二人以上あるときは、入札執行者が指示する所定の公平な方法により落札者を決定するものとする。

ウ 契約責任者等は、落札者を決定したときに入札者にその氏名（法人の場合はその名称）及び価格をメールで通知する。

(2) 落札決定の取消

落札者が、契約責任者から求められたにもかかわらず契約書の取り交わしを行わないときは、落札の決定を取り消す。ただし、契約責任者が、正当な理由があると認めたときはこの限りでない。

10 契約書の作成

(1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、遅滞なく契約書の取り交わしを行うものとする。

(2) 契約書において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(3) 契約書の作成

ア 契約書は2通作成し、双方各1通を保管する。

イ 契約書の作成に要する費用のうち、落札者側に発生する費用はすべて落札者の負担とする。

11 「商業登記簿謄本」等の提出

落札者の「役員」及び「主要株主」を確認する場合があるので、契約責任者が求めるときは、「商業登記簿謄本（現在事項（全部）証明書）」、「会社概要」等を提出する。

12 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 契約代金の支払場所及び支払時期

ア 支払場所

届出振替口座等

イ 支払時期

契約の履行を完了し、給付の完了の確認に合格したときは、請求書を受理した日から起算して30日後を支払期限とする。

なお、支払代金に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(4) 入札者は、契約責任者が指定する日時までに、仕様書、図面、見本及び現品並びに契約書案及び明細書を熟知しておくものとする。

(5) 入札者は、入札後においては、この入札説明書に掲げた事項、仕様書、図面、見本及び現品並びに契約書案及び明細書の不知又は不明を理由として異議を申し立てることができない。

(6) 監督及び検収は契約条項の定めるところにより行う。

なお、検収実施場所は、指定する日本国内の場所とする。

- (7) 日本郵政グループは、国連グローバルコンパクトに定める4分野（人権、労働、環境、腐敗防止）10原則を支持しています。

お取引先さま（契約の相手方）にも同コンパクトの内容に配慮した活動への取組みをお願いします。